社会福祉法人青梅福祉会青梅保育園給食調理業務実施要領

1　事業の趣旨・目的

給食調理業務は、社会福祉法人青梅福祉会青梅保育園（以下、青梅保育園という）における保育園給食を良質で安全かつ衛生的で安定的に提供し、また、食育活動を通して園児の豊かな人間性や感謝の心を育てることを目的とする。

2　業務概要

（1） 業務名

保育園給食調理業務「以下、業務という」（業務の内容及び業務分担参照）

実施園 青梅保育園　＜利用定員 80 名＞

0 歳児　　（ 8 名）
1 歳児　　（12 名）
2 歳児　　（13 名）
3 歳児　　（15 名）
4・5 歳児　（32 名）

（2） 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

（3）　委託料の上限額（税込み）

運営費月額　　1,615,000 円
食材費　園児　　396 円
検食　　198 円
サンプル 396 円
保存食　396 円
職員食　473 円
アレルギー食、障がい児特別食は、金額の 1.5 倍額を上限とする。

※契約期間中において委託料の値上げを認めない。
ただし、不測な事態が生じた場合はこの限りではない。

（4） 食材調達の原則

地元業者を中心に調達
主に国内産食材の使用

3　参加資格

保育園給食の委託業者を決定する「プロポーザル方式（企画提案競争）入札」に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 の規程に該当しないこと

（２）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がされていない者、会社再生法（平成１４年法律第 154 号）の基づく更生手続き開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がされていない者でないこと

（３）　法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納していない者であること

（４）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員の統制下にある者ではないこと

（５）　本社または事業所が東京都内にあること

（６）　令和 8 年 8 月 1 日時点で、直近 3 年間に東京都内の認可又は公立保育園、幼稚園、認定子ども園で受託実績があること

（７）　令和元年 4 月 1 日以降、上記施設の給食業務で安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと

4　参加手続等

（１）　　実施要領の公表

ア　公募期間　令和８年９月２日（水）～令和８年９月 30 日（水）

イ　公募方法　保育園ホームページにて公表

（２）　　質疑・回答

ア　質問受付期間　令和８年９月３日（木）～令和８年９月１８日（金）午後４時厳守

イ　質問方法

ホームページ「お問い合わせ　採用について」から保育園給食調理プロポーザルに係る質問とすること。

ウ　質問回答日　令和８年１０月１５日（木）

質問への回答は青梅保育園ホームページアドレスからとし、個別回答は行わない。

（３）参加表明書の受付　※様式第１号

ア　提出期限　　令和８年１０月１９日（月）午後４時厳守

イ　提出方法　　郵送（午後４時までに必着）又は持参（平日午前９時～午後４時）
期限以降到着の書類を無効する
※持参の場合は、当園に事前に連絡すること

（４）参加確認通知書の送付　※様式第２号

（５）提案書類の提出期限

ア　提出期限　　令和８年１０月２６日（月）午後４時厳守

イ　提出方法　　郵送（午後４時までに必着）又は持参（平日午前９時～午後４時）
期限以降到着の書類を無効する
※持参の場合は、当園に事前に連絡すること

（６）書類審査及びプレゼンテーション

ア　書類審査　提案書提出後に事務局評価

イ　プレゼンテーション　令和８年１１月予定

（７）最終選定結果通知の送付　令和８年１２月予定

5　提案書類

１　給食業務の委託に係る会社概要

２　保育園給食業務調理業務の受託実績

＜次の内容について、Ａ４用紙をたて方向に使用し、横書きで提出すること＞

３　保育園給食に対する考え

４　食育活動への取り組み内容

５　従事社員の（ローテーション正規社員、パート社員）の固定化に対する考え
（経験年数等）

※常勤栄養士１名　正規栄養士または正規調理師２名　非常勤栄養士１名を必須とする

６　社員の給食衛生点検と現場指導体制

７　保育園給食調理従事社員に対する年間の研修教育体制（衛生教育、安全教育、調理技術、管理監督教育、食育、保育園給食の意義の教育日程・回数等）

８　保育園給食の未経験者を従事させる場合の研修等の対応

＜その他の書類＞

９　直近３期分の決算報告書

１０　直近１年分の納税証明書

１１　貴社の組織図

１２　衛生・安全管理及び火災発生時のマニュアル並びに研修時の資料

１３　アレルギー疾患対応マニュアル及び給食室清掃マニュアル

１４　価格提案書（見積書）

（３）　必要部数　　10 部提出　（コピー可）

6　評価方法

（１）評価基準

別紙｛給食業務委託事業者　選定基準別評価表(※様式第４号)｝のとおり

（２）プレゼンテーションの実施

ア　提出された書類を審査し、プレゼンテーション参加資格を確認できた貴社に対し、令和８年１０月 29 日（木）までに電子メールにより　「参加資格確認通知書（※様式第２号)」を送付する。あわせて、プレゼンテーションの審査の日時、集合場所などを通知する。なお、参加を辞退する場合は、早急に「参加辞退届（※様式第３号)」を送付すること

イ　プレゼンテーション審査は、１社当たり３０分（プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分）とする

ウ　プレゼンテーションの持ち時間が経過した場合は、その時点でプレゼンテーションを打ち切る

エ　プレゼンテーション会場には、マイクセット、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは当園で準備する。それ以外に必要な物品については、貴社で準備すること

オ　会場への入室は、１社につき３名までとする

カ　提出済みの書類を保育園業務委託選定委員会（以下、委員会という）の委員に配布するので、追加資料がある場合、プレゼンテーション開始までに貴社自ら委員に配布すること

プレゼンテーション開始後の追加配布を認めない

（３）評価方法

提出書類及びプレゼンテーションを「給食業務委託事業者　選定基準別評価表（※様式第４号)」に基づき評価する

（４）候補者の選定

委員会は参加表明をした貴社から提出された書類とプレゼンテーションの結果を加算し、高得点順に契約候補者を決める

※次に掲げる事項に該当する場合は失格とする

ア　提出済みの書類に虚偽の内容を記載と認める場合

イ　本実施要領に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に違反したと認める場合

ウ　価格提案書の金額が委託上限度を超えると認める場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があったと認める場合
オ　その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったと認める場合

7　選定結果の通知・公表

候補社選定結果を電子メールにより通知する。また、契約締結後、下記項目を当園ホームページに公表する

（1）契約候補社の名称及び所在地等

8　契約手続き

（1）契約選定の対象となった貴社と当園との間で、委託内容、経費等について再度確認の上で委託契約を締結する

（2）選定された候補社が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式は任意）を速やかに提出する。なお、この場合、次順位社を候補者とする

9　その他

（1）参加表明書の提出後に辞退する場合は、「参加辞退届（※様式第３号)」を送付する

（2）企画提案及び価格提案については、1 社につき 1 提案に限る

（3）書類提出後の差し替え、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当園から指示があった場合を除く

（4）書類提出後に当園から追加書類の提出を求めることがある

（5）提出書類の作成や提出、プレゼンテーション等に要する経費は貴社の負担とする

（6）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定める単位とする

（7）提出済みの資料によっては返還しないこともある

（8）　プロポーザルの内容は、情報開示の対象となる場合がある

（９）当園から可能な範囲で試食の依頼をすることがある

１０　申込み及び問合せ先

社会福祉法人青梅福祉会青梅保育園　園長　板橋　仁美
住　所　東京都青梅市滝ノ上町１２７４－１
電　話　0428－22－2872
お問い合わせは当園ホームページ「お問い合わせ　採用について」からをご利用願います。

ＦＡＸによるお問い合わせは、お断りとさせていただきます。